

国立国会図書館に客員調査員を置くの件

(昭和五十二年七月一日館長決定第三号)

国立国会図書館に客員調査員を置くの件を次のように定め、昭和五十二年七月一日から施行する。

- 1 国立国会図書館に、客員調査員若干人を置くことができる。
- 2 客員調査員は、館長の特に定める専門的事項の調査にあたる。
- 3 客員調査員は、学識経験のある者のうちから館長が委嘱する。
- 4 客員調査員の任期は、二年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 5 客員調査員は、非常勤とする。